# **南木曽町リニア** 開催される

れました。 が、5月9日に南木曽会館で開催さ 第26回南木曽町リニア対策協議会

と町からの説明があり、内容につい ている基本的な協定書に相当する ありました。その後、協議会が求め て協議されました。 R東海及び鉄道運輸機構より報告が 「確認事項(案)」が示されJR東海 今回は、進捗状況などについて「

ついて改めて協議会委員から町に意 協議の結果、「確認事項(案)」に

> が確認されました。 見質問を提出してもらいJR東海に 「確認事項」を締結・公表すること 協議会の理解が得られた場合には 回答を求めることとなり、その上で

# 進捗状況などについて

鉄道運輸機構からの説明

## ①山口工区の進捗状況について 昨年11月から斜坑の掘削を開始し

策が実施できたと確認できた段階で 工事を再開したいと考えています。 の検討をしています。今後、安全対 調査を行っており原因の追究と対策 せ皆様にご心配をおかけしています。 ています。4月に陥没事故を発生さ

# JR東海からの説明

#### ②中央アルプストンネル 広瀬) 契約について (萩の平・

に決定しています。 三井住友建設・東急建設の3社JV 今年2月に施行業者が清水建設

## ③妻籠水道水源保全地区における観 測井について

ます。 ④尾越非常口周辺の調査実施について 6月から測量・地質調査等を行い

#### 確認事項 **案** について

#### ①位置付け

書で取り決めていこうとするもので 応などについて、確認事項を締結後 り決め、あるいは水道水源の事前対 場のことや、工事用車両の通行の取 方をまとめたものです。発生土置き からの事業の進め方や基本的な考え 基本協定書に相当するもので、これ に具体的な検討を進めて、改めて文 確認事項は、協議会が求めてきた

#### ②確認事項 (案

る確認事項 中央新幹線建設に伴う工事に関わ (案)

ることとしているが、南木曽町、 保全、地域との連携を重視して進め という。)は、工事の安全、 旅客鉄道株式会社(以下、「JR東海」 中央新幹線の建設にあたり、東海 環境の J

から測定を開始しています。 深井戸、浅井戸それぞれ今年4月 り組むものとする。 いて相互に連携・協力して誠実に取 び長野県は、今後、以下の事項につ 援機構 R 東海、 (以下、 鉄道建設・運輸施設整備支

「機構」という。)及

- にトンネル(斜坑含む)掘削を行 JR東海は、必要な発生土置き (仮置き場含む)を確保した後
- 2 JR東海は、発生土置き場(仮 置き場含む)、作業ヤード及び工 わかりやすく説明する。 法、安全性及び管理方法について、 事用道路の造成着工前に、施工方
- 3 工事用車両の運行に係る時間帯 等に関することは、必要により別 や安全対策等に関すること、発生 途文書で確認を行う。 土置き場の管理(仮置き場含む)
- き、環境の保全に努めるものとす 町に提出する環境保全計画に基づ JR東海は、長野県及び南木曽

29水大第378号(平成30年3月 境保全条例第6条及び長野県指令 また、JR東海は、長野県水環

確認を行う。 対策を行うにあたって別途文書で き必要な対策を行う。なお、当該 27日付)の知事同意の条件に基づ

5 上記の実施にあたり、疑義また て解決する。 は予測できない問題や課題が新た に発生した場合は、4者が協議し

# ③補足説明 (JR東海)

- 態で掘削をしない。 発生土置き場が確保できない状
- 2 工事を行う前に説明会でわかり はしない。 やすく説明する。説明なしに工事
- 3 工事用車両の運行については事 で管理方法等について取り交わし 発生土置き場の状況によって文書 前に町・地元と確認し約束する。
- じないよう事前の対策を行う。 つの水源に万が一の時に影響が生 は、妻籠・向ヶ原・大山高区の3 をしっかり守っていく。具体的に 境保全条例第6条の事業者の責務 らの知事同意条件及び長野県水環 行為の事前協議に対する長野県か 妻籠水道水源保全地区における
- 5 じた場合は、 決する。 確認事項にない事柄が新たに生 しっかり協議して解

※長野県水環境保全条例

### (事業者の責務)

第6条 自ら進んで水環境の保全のために 必要な措置を講じなければならな 水環境に与える影響にかんがみ、 事業者は、その事業活動の

2 事業者は、県及び市町村が実施 協力しなければならない。 する水環境の保全のための施策に

#### ④質疑応答

主な質問及び回答は次のとおり

今まで考えてきたので、基本協定で はいけないのですか。 すが、基本協定を結ぶということで **Q** 確認事項 (案) になっていま

JR東海

す。 町との最初の約束事と認識していま 同じ位置付けだと認識しています。 確認事項は、基本的に基本協定と

ですか。 ですが、具体的に記載ができないの 生じないように対策を行うとの説明 Q 道水源について万が一の時の影響が 妻籠、向ヶ原、大山高区の水

Α JR東海

ておいた方がよいと考えています。 影響のない右岸側から水源を確保し 3つの水源が 蘭川左岸にあるので

うに作成していくのですか。

別途文書、確認文書はどのよ

思います。 整できた段階で示すことができると から調整をしていきます。改めて調 ってどういった設備が必要かはこれ 具体的にどこからどこまで何をつく うに水道を引くことを考えています がでたとしてもすぐに対応できるよ

べきではないか。 を記載するか、今後の協議で対応す える。仮置き場のボリュームの制限 て、さらに積まれていくこともあり 発生土仮置き場に計画を超え

ことになると思います。 行う」とあるので、協議をしていく ことは必要により別途文書で確認を の管理(仮置き場含む)等に関する 確認事項(案)に「発生土置き場

はどのように考えていますか。 水や絶滅危惧種を含む動物への対応 沢の水が枯れた場合の農業用

JR東海

っかり対策を行います。 動物がいて棲めなくなった場合もし 代わりのものを作りますし、希少な ころが利用できなくなった場合には 農業用水の場合、利用していると

4月より長野県から派遣 され、もっと元気に戦略室 総合戦略係に配属されまし たリニア対策専門幹の柴山 仁と申します。

町民の皆さんと一緒に なって課題に向き合い、 策を進めてまいります。



A J R 東海

そこからトンネルを掘った時に影響

R東海と町とで協議し作成します。 状況によりますが、基本的にはJ

だきました。 文書を交わすことを提案させていた 改めて取り決めをし、必要によって 水道水源など個々の事項については 確認事項がベースとなり、発生土・

皆様に話をしていきます。 段階により協議会と協議して住民の も町で責任を持って対応・交渉し、 次の段階の具体的なことについて